

議事日程（閉会日） 令和元年12月12日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第 5 3 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 議案第 5 4 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 議案第 5 5 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 4 議案第 5 6 号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 7 号 木曾岬町企業誘致促進条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 8 号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 9 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 0 号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 1 号 木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 6 2 号 木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 3 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 議案第 5 4 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 議案第 5 5 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 4 議案第 5 6 号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 7 号 木曾岬町企業誘致促進条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 8 号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 9 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 0 号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課

税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 6 1 号 木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 6 2 号 木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 1 議案第 6 3 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 4 号）について

出席議員（8名）

1 番	鎌 田 鷹 介 君	2 番	伊 藤 厚 紀 君
3 番	加 藤 眞 人 君	5 番	服 部 芙 二 夫 君
6 番	三 輪 一 雅 君	7 番	伊 藤 律 雄 君
8 番	中 川 和 子 君	9 番	伊 藤 好 博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山 北 哲 君	総 務 政 策 課 長	伊 藤 啓 二 君
危 機 管 理 課 長	小 島 裕 紹 君	会 計 管 理 者	服 部 孝 龍 君
産 業 課 長	平 松 孝 浩 君	建 設 課 長	内 山 幸 治 君
住 民 課 長	山 田 克 己 君	福 祉 健 康 課 長	松 本 大 君
税 務 課 長	藤 井 光 利 君	教 育 課 長	伊 藤 正 典 君

事務局出席職員

事務局長 白 木 悟 議会事務局 渡 辺 千 智

=====

午前 9 時 0 分開議

○議長（伊藤律雄君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、加藤町長を初め執行部の皆様におかれましても御出席いただき、ありがとうございます。

令和元年第 4 回定例会は 1 2 月 5 日から 8 日間の日程で開かれて、本日が今期定例会の閉会日でございます。本日の議案審議に際しましても慎重な審議をお願い申し上げて、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 8 名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の前に、10 日の中川議員との一般質問のときに、私が全部取り消しますという発言をしましたが、中川議員の通告のない一般質問を全部取り消すことで、既に確認させていただきます。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただいたとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

- 日程第 1 議案第 5 3 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 2 議案第 5 4 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 3 議案第 5 5 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 4 議案第 5 6 号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 7 号 木曾岬町企業誘致促進条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 8 号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 9 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 0 号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 1 号 木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 6 2 号 木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(伊藤律雄君) 日程第 1、議案第 5 3 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第 3 号)についてから日程第 1 0、議案第 6 2 号、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 1 0 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました議会議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

[職員朗読]

○議長(伊藤律雄君) ただいま議題といたしました議案につきましては、定例会の開会日の提案理由説明と詳細な説明をお聞きしています。また、先般 1 0 日の一般質問日に各議案に対する質疑が終わっております。

よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論としたいと存じますが、これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 8 番（中川和子君） 議長、8 番。

○ 議長（伊藤律雄君） 8 番議席、中川和子君。

○ 8 番（中川和子君） 皆さん、おはようございます。

私は、今年度第 4 回の定例会に上程されました 10 議案のうち、議件名は省略いたしますが、議案 53 号、54 号、56 号、58 号、59 号、61 号、62 号、7 議案についての反対討論をいたします。

まず、議案第 53 号ですが、来年度から施行される会計年度任用職員制度にかかわる財務会計システム改修費が計上されていますが、当町では、非正規職員の処遇改善とは現在言えない状況であること、また、国庫補助金を受けて行われる子育て包括事業においては、個人番号制度による健康管理状況の集約化を行おうとするためのものです。

個人番号カード取得が進まない中、利活用は推進ではなく抑制していくべきではないかと考え、これ以上の税金投入はするべきではないと考え、反対をいたします。

続きまして、議案第 54 号、国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）ですが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、個人番号カードを保険証にも使えるようにするためのものとして予算が計上されております。個人の医療情報が一元的に収集、管理をされ、個人情報漏れ、医療機関の負担、将来、現行の保険証を使用不可になることも予測されるような状況になってくることが考えられます。

保険料の国庫負担は減らされているのに、個人カード利活用推進には予算を今後とも投入していくということに対しては、賛成できません。

続きまして、議案第 56 号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてですが、今までフルタイムで働いていた非正規職員をパートタイムに置きかえるやり方は看過できません。業務内容の見直しとは、15 分勤務時間を減らすための方便ではありませんか。業務内容の増す中、今や非正規の方抜きには全庁の仕事は回っていかない状況だと考えます。制度の後退につながるような条例制定には反対です。

続きまして、議案 58 号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、当町職員の持ち家と借家の比率はデータが示されないのが不明ですが、持ち家に対する住宅手当の廃止は、人勸とはいえ、その人勸も今や本来の機能が保たれているかどうか疑問視をされているところですが、制度の後退であると考え、反対いたします。

続きまして、議案第 59 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、ことしは国民健康保険料率の引き上げ、10 月からの消費税 10% への引き上げ、後期高齢者医療制度負担軽減の廃止、また、来年度からは会計年度任用職員の職員制度が施行される予定で、フル職員をパートタイムに置きかえる、また、職員の住宅手当制度の後退、下水道使用料の引き上げが行われようとしています。

このような状況を鑑みれば、特別職の据え置きが検討されてもよかったのではないかと考えます。したがって、特別職の期末手当の引き上げを定める条例改正には、反対いたし

ます。

ちなみに、行革により、首相、閣僚は、一部を自主返納されているそうです。

続きまして、議案 6 1 号、6 2 号は関連しますので、同時に反対討論をいたしたいと思
います。

議案 6 1 号、農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定についてと公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてですが、消費税 1
0 % の引き上げについては、検討委員会では議論されていません。また、今後、消費税を
内税から外税方式にすることにより自動改定となり、議会の議決を経なくても済むことにな
ることは、承認できません。

この 3 年間の動向を見ていますと、一般会計からの繰り入れは減少傾向にあります。検
討委員会での議論は尊重はしますが、消費税が 1 0 % に引き上げられ、その重みが生活に
響いているとき、今回、1 0 月の改定は、4 月改定を見据えて引き上げは見送ったという
ことですが、来年 4 月からの重税感がより増すのではないかと考えます。また、周知期間
も前回従量制に変わったときよりも短く、今回の料金の見直しには、住民生活に厳しいと
考えることから、反対をいたします。

○議長（伊藤律雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5 番（服部英二夫君） 議長、5 番。

○議長（伊藤律雄君） 5 番議席、服部英二夫君。

○5 番（服部英二夫君） 皆様、改めまして、おはようございます。

私は、令和元年第 4 回定例会に提案され、本日採決を迎える 1 0 議案に対し、賛成討論
を行います。

まず、議案第 5 3 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）に
ついては、既決予算額に 6, 0 0 0 万円を追加し、予算総額を 3 3 億 7, 1 0 0 万円とす
る補正予算です。

このたびの補正予算の主な内容は、歳入では、事業調整制度対象工事費の追加、また、
事業債や臨時財政対策債の発行額が確定したことであり、歳出においては、人事異動や人
事院勧告に伴う給与等関係予算の補正並びに国、県補助金、交付金に伴う事業精査や、小
学校トイレ改修工事の追加や、事業調整制度対象事業の追加等のいずれも必要な予算措置
であることから、この補正予算に賛成いたします。

次に、議案第 5 4 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）については、既決予算額に歳入歳出それぞれ 1 8 1 万 9, 0 0 0 円を追加する
ものです。今回の補正予算は、社会保障・税番号制度システム補助金を受け、システム改
修をするものであり、適切な措置と考え、賛成いたします。

次に、議案第 5 5 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第
3 号）については、既決予算額に歳入歳出それぞれ 4 0 0 万円を減額するものです。今回

の補正予算は、介護サービスの給付額の実績により歳入歳出を精査するものであり、適切な措置と考え、賛成いたします。

次に、議案第56号、木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の改正により会計年度任用職員制度の導入に伴い制定する条例であり、この条例制定に賛成をします。

次に、議案第57号、木曾岬町企業誘致促進条例の制定については、木曾岬町内に事業所を新設または増設する企業に対して奨励措置を講ずることで企業立地の促進を図り、新たな優遇措置条例を制定する条例であり、この条例制定に賛成します。

次に、議案第58号及び議案第59号の条例の一部改正に関する議案2件は、いずれも今年度の人事院勧告に準じて改正するものであり、適切な手続であることから、賛成をいたします。

次に、議案第60号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町内への企業立地を促進するための一部改正であり、適切な措置であることから、賛成をいたします。

次に、議案第61号及び議案第62号の一部改正は、各特別会計の健全化を図るために使用料を改正するものであり、これは必要な条例改正であることから、賛成いたします。

令和元年12月12日、賛成討論者、服部英二夫。

よろしくどうぞ御賛同のほうをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） ほかに討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は議会運営委員会で御決定いただきましたとおり採決をしますので、御理解いただきます。

それでは、議案第53号を採決します。

日程第1、議案第53号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第54号を採決します。

日程第2、議案第54号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第54

号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第55号、採決をします。

日程第3、議案第55号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第56号を採決します。

日程第4、議案第56号、木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第57号を採決します。

日程第5、議案第57号、木曾岬町企業誘致促進条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第58号を採決します。

日程第6、議案第58号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第59号を採決いたします。

日程第7、議案第59号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第60号を採決します。

日程第8、議案第60号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第61号を採決します。

日程第9、議案第61号、木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第62号を採決します。

日程第10、議案第62号、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで皆様にお諮りいたします。

去る12月10日、議会運営委員会が開催され、今期定例会の追加議案について審議されており、その報告はお手元に配付させたとおりで受けております。

よって、追加議案として提出されております議案第63号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号を追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第63号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（伊藤律雄君） 追加日程第1、議案第63号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についてを上程し、これを議題とします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま上程を賜りました追加議案第63号の提案理由説明を申し上げます。

議案第63号、令和元年度三重県木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についてでござ

いますが、このたびの補正予算、既決予算の総額に100万円を追加し、予算の総額を3億7,200万円とする補正予算でございます。

歳入では、11月の末に本年度の普通交付税額が確定したことにより追加し、このことにより歳入財源が確保できましたことから、このたび第3号補正予算で計上した財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

また、歳出では、地域BWA事業費に対する事前協議において、総務省から発注形態の御指摘を受けましたので、その科目変更をしようとするものでございます。

以上、提案理由説明でございますが、詳細につきましては、総務政策課、伊藤課長のほうから説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、ただいま上程いただきました議案第63号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをごらんください。

このたびの補正予算でございますが、第1条では、既決予算額に歳入歳出100万円を追加して、予算の総額を3億7,200万円とするものでございます。

2項では、この補正予算書で行います款項の区分と区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めるものでございます。

2ページをごらんください。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入では、10款の地方交付税、また、18款の繰入金において、また、3ページでは、2款の総務費と11款の予備費において予算補正をお願いするものでございまして、歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を3億7,200万円とするものでございます。

4ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入総括となりますが、説明は割愛させていただきます。5ページ、6ページをお願いいたします。

先ほどの提案理由でもございましたところでございますが、10款の地方交付税、1項1目地方交付税におきましては、このたび3,000万円を追加して、8億8,000万円とするものでございます。11月末に本年度の交付額の確定がございましたので、追加させていただくものでございます。

18款の繰入金、2項2目の財政調整基金繰入金、2,900万円を減額いたしまして、4,400万円とするものでございます。地方交付税の収入によりまして歳入財源の確保が図られましたことから、第3号補正で計上いたしました財政調整基金からの繰入金を繰り戻すものでございます。

続きまして、7ページ、8ページの歳出の総括を割愛させていただきます。9ページ、

10ページの歳出事項別明細書におきまして説明をさせていただきます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 2款の総務費、1項総務管理費、18目地域BWA事業費では、支出科目の変更を行おうとするものでございます。11月21日に開催されました全員協議会の折にも御報告させていただきましたとおり、今年度で整備を行う地域BWAを活用した安全・安心まちづくり事業につきましては、12月中の発注に向けまして総務省と協議を進めているところでございますが、協議を進める中で、総務省のほうから当町の発注用の設計書など詳細な資料をチェックしていただいたところ、同じように通信網を使用した整備事業を進めている全国他の自治体の発注形態を見てみると、機械器具の購入と設置及びシステム設定作業、これらを一括して業務委託契約としている事例が多く、木曾岬町の場合においても業務委託契約としたほうが望ましいのではないかと御指摘をいただきました。

担当課といたしましては、当初予算の段階から工事請負に該当するものだと判断し予算計上しておりましたが、交付金事業であり、今後、総務省の検査並びに会計検査院等の検査なども受検しなければならないことを考慮いたしますと、今回総務省から御指摘いただきました指示に従うべきと判断し、工事請負費で計上しておりました整備事業費6,121万円全額を委託料のほうへ科目変更しようとするものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 11款1項1目の予備費、100万円を追加するものでございます。地方自治法に定める予備費でございます。

以上が議案第63号、木曾岬町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 事務当局の詳細な説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第63号について、質疑のある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 地方交付税が11月の末に確定したということですが、いつもと時期が違うような気がしているんですが、確認を1点お願いしたいのと、それから、歳出のほうの工事請負費から委託料に変更したわけですが、業務委託契約ということで、これは随意契約になるんですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 地方交付税の確定日を教えてくださいという御質問でよかったですか。

〔「この時期だったかなという」と呼ぶ者あり〕

○総務政策課長（伊藤啓二君） このたび国のほうから11月の末をもちまして、第4回目の交付税の確定通知がございました。このことによりまして、第3号補正の段階では、予算上の要求時期に間に合わなかったものですから、このたび第4号補正に追加補正として上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 小島課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 地域BWAを活用する事業におきましては、許可を受けた事業所と行うということになっておりますので、議員御指摘のとおり、随意契約によって作業を進めていくものになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議がないようですので、これで質疑を終結します。

続いて、討論に入りますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 討論がないようですので、討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

それでは、追加日程第1、議案第63号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて令和元年第4回木曾岬町議会定例会を閉会いたします。

午前 9時30分閉会

○議長（伊藤律雄君） 議員の皆様方には、今期定例会が12月5日から本日まで8日間の日程に開催され、その間、町民の負託にお応えすべき慎重な議案審議をしていただき、厚く御礼申します。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には、このたびの可決されました補正予算に関する議案を、町民の福祉向上と町政の発展につながるよう、適正かつ的確に執行をお願い申し上げますとともに、長期間の議会審議に御出席いただきありがとうございました。厚く御礼申し上げます。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
